

# 「ふくおか筑紫フードバンク」利用会員 規約

(目的)

第1条 「ふくおか筑紫フードバンク」(以下「フードバンク」という)の事業主体である運営委員会(以下「運営委員会」という)と、フードバンクが提供する各種のサービスを利用する会員(以下「利用会員」という)との間に本規約を定め運営を行う。

(事務局)

第2条 ふくおか筑紫フードバンクの事務局は、特定非営利活動法人チャイルドケアセンターとする(以下「事務局」という)。

(資格要件)

第3条 利用会員の資格要件は、次の各号を全て満たす、主に筑紫地区内で活動する団体とする。

- (1) 子どもの健全育成のため、子どもの居場所づくり・貧困等に伴う課題の解決をめざす子ども食堂(以下「子ども食堂」という)の運営及び食品等の配布(以下「フードパントリー事業」という)を行っていること。
- (2) フードバンクが提供する食材や調味料(以下「食品等」という。)に関し、フードバンクが指定する場所までの引き取り、及びその後の適正な保管と利用ができること。
- (3) 食品等を使用したことを報告する所定書式の報告書の提出ができること。
- (4) 利用連絡団体会議に参加することができること。
- (5) 本規約の規定に従い利用会員の義務を履行・遵守できること。
- (6) 反社会的勢力または反社会的勢力が運営に実質的に関与している団体または個人ではないこと。

(フードバンクのサービス)

第4条 フードバンクは、利用会員に対し以下のとおり、子ども食堂またはフードパントリー事業の開催に必要なサービスを提供する。

- (1) 子ども食堂及びフードパントリー事業で使用する食品等の提供
- (2) 子ども食堂の運営等に関する情報の提供

(食品等の使用及び品質管理)

第5条 利用会員は、食品等について次の各号を全て遵守するものとする。

- (1) 利用会員は、食品等を運営する子ども食堂のために使用する。
- (2) 限られた食材を利用会員間で使用するため、利用会員は、必要とされる数量の受け取りを申し込むものとし、他からの食品等の寄付を受けた場合は、双方の協議の上、受け取り数量を調整するなど余剰及廃棄物が発生しないように努める。
- (3) 食品等について、消費期限または賞味期限を遵守すると共に、保存や調理を適正な方法にて行う。

- (4) 食品等をフードパントリー事業で配布する場合は、その対象を運営する子ども食堂の利用者で、食品等の支援を必要としている個人・家庭(以下「利用者」という)とする。利用会員は食品等を利用者に直接、届けるものとし、他の施設・団体等を通じて配布を行うことは禁止する。

(食品事故発生への対応)

第6条 食品事故発生時の対応は以下とする。

- (1) 食品等に係る事故(品質・衛生等)が発生した場合は、利用会員は事務局に直ちに連絡をし、利用会員は事務局の指示に従う。
- (2) 事務局と利用会員は協力して原因の究明や、事故後の対応を迅速かつ誠実に行う。

(食品等の転売等の禁止)

第7条 食品等の転売・譲渡は以下の通りこれを禁ずる。

- (1) 利用会員は、食品等をいかなる理由であっても他の団体・個人に譲渡(無償を含む)、転売、金銭その他の有価物と交換してはならない。
- (2) 利用会員は、利用者に対して譲渡、転売、金銭その他の有価物と交換が禁止されていることを周知徹底させるものとする。

(提供食品等の交渉)

第8条 利用会員はフードバンクへ食品等の提供を行う個人及び企業等(以下「協力会員」とする)に対して直接交渉を禁止する。

(報告等)

第9条 利用会員は、子ども食堂及びフードパントリー事業を実施した場合は、実施後1週間以内に所定の報告書を事務局に提出する。提出がない場合は、提出を行うまでは次の食品等の提供を受けることができないことを承諾する。

(守秘義務)

第10条 フードバンク及び利用会員は、本規約の有効期間中及び終了後も開示された情報(協力会員及び利用者に関する情報も含む)につき守秘義務を負う。相手方の事前の承諾なしに第三者にこれらを開示してはならない。

(入会手続き及び成立)

第11条 入会手続きは、運営委員会が定める入会申込書により申し込みを行い、事務局が入会承諾の完了を書面にて通知後、本食品等の取り扱いについて同意書(ふくおか筑紫フードバンク「同意書」)を締結したときに完了する。ただし、次の場合は、承諾しないまたは承諾を取り消すことがある。なお、その理由の開示を行わない。

- (1) 利用会員登録申し込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載、不備があったとき
- (2) 過去に、利用会員登録申込者が利用会員規約の違反等により「ふくおか筑紫フードバンク」の全部又は一部の利用を停止され、あるいは利用会員登録を抹消されたことがあったとき
- (3) 利用会員が本規約に規定する資格要件を満たさないとき

(4) その他、事務局が利用会員登録申込みを承諾できないと判断したとき

(有効期間及び更新)

第12条 有効期間及び更新については次のとおりとする。

- (1) 4月1日より翌年3月31日までを有効期間とする。年度途中の入会の場合は、入会日からその年度の3月31日までを有効期間とする。
- (2) 利用会員から特に申し出がない限り、有効満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、利用会員の資格要件が満たされていない場合は、更新することができない。

(登録事項の変更の届出)

第13条 登録事項に変更があったときは次のとおり処理を行う。

- (1) 利用会員は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号等、届出された登録事項の内容に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更の届出を行う。
- (2) 前項の変更の届出がなかったことにより利用会員に不利益が生じた場合、一切その責任を負わない。

(利用会員の除名)

第14条 利用会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決により除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 法律もしくは公序良俗に違反したとき
- (3) フードバンク及び他の利用会員の全体の利益に反する、または、その財産やプライバシーを侵害する等の行為を行ったとき
- (4) その他、運営委員会が(1)～(3)に該当する恐れがある、または、利用会員として不適切であると判断したとき

(退会の手続き)

第15条 利用会員が退会しようとするときは、運営委員会が定める退会届を事務局に提出しなければならない。

(規約の変更)

第16条 本規約は、運営に必要と判断される場合、運営委員会の議決を得て、変更することがある。

(損害賠償)

第17条 損害賠償については次のとおりとする。

- (1) 本規約等に反し、またはそれに類似する行為によってフードバンクにかかわる事業が損害を受けた場合は、当該利用会員がその損害を賠償するものとする。
- (2) 利用会員資格を喪失した場合も、前各号の規定は継続される。

(利用会員間の紛争)

第18条 利用会員間相互において生じた紛争においては、利用会員は自己の費用と責任において解決するものとし、フードバンクは一切関責を負わない。

(協議及び所管裁判所)

第19条

- (1) 本規約に定めのない事項、その他本規約に関して生じた疑惑については、フードバンク及び利用会員は誠意をもって解決に向けて協議を行う。
- (2) 前号にもかかわらず、両者で解決のできない紛争等が生じた場合、その所管裁判所は、事務局所在地の所管裁判所とする。

附 則 本規約は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。  
本規約は、令和 3 年 7 月 29 日に改正する。